

お知らせ

2019年10月25日
九州電力株式会社**玄海原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書の一部を改定しました**

当社は、玄海原子力発電所の運営に関して、周辺地域住民の皆さまの安全確保と周辺環境の保全のため、佐賀県及び玄海町との間で「原子力発電所の安全確保に関する協定書」（安全協定）を締結し、また本協定の施行に必要な具体的な事項を「原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書」に定め、適正に運用しています。

この度、「原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書」について、関係法令の改正に伴い、一部を改定しましたのでお知らせします。

【改定内容】

- ・国への放射線管理等の報告に関する関係規定の改正内容（様式等の変更）を参考に、佐賀県及び玄海町への報告様式及び報告時期を見直し
- ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正（条文追加）に伴い、覚書に引用している規定の条文番号を変更
- ・JIS法の改正（「工業標準化法」が「産業標準化法」に変更）に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更

当社は、今後とも安全協定及び覚書を適正に運用することにより、地域の皆さまの安全確保及び周辺環境の保全に万全を期してまいります。

以上